

第5章 基本施策の展開

目指す農業都市像の実現に向け、本市農業の現状と課題を踏まえ、これまでの施策の柱であった「生産力」・「販売力」・「地域力」を「人づくり」・「基盤づくり」・「生産流通体制づくり」・「地域づくり」に再構築し、基本施策を展開していきます。

なお、本計画期間の最終年度である令和15年度における目標値を施策の柱ごとに設定し、計画を推進していきます。

<計画の柱>

施策の柱1 人づくり

<基本施策>

- (1) 新規就農者の確保・育成
- (2) 大規模な担い手の確保・育成
- (3) 多様な農業人材の確保

施策の柱2 基盤づくり

<基本施策>

- (1) 農地利用の効率化
- (2) 農地等の適正管理
- (3) 農地の維持

施策の柱3 生産流通体制づくり

<基本施策>

- (1) マーケティングの強化
- (2) 市場ニーズを踏まえた生産から販売環境の充実
- (3) 生産性向上等に資する農業技術の普及
- (4) 地産地消の推進

施策の柱4 地域づくり

<基本施策>

- (1) 地域農業体制づくりの推進
- (2) 農地・農村環境の保全
- (3) 防災・減災力の強化
- (4) 農業・農村の魅力発信

施策の柱1 人づくり



農業を支える人材の確保・育成

(1) 目指す姿

- 新規就農者の確保・育成が図られ、若い世代の農業者が活躍しています。
- 生産効率向上による担い手の経営規模拡大が図られています。
- 企業参入や集落営農組織の法人化等により、大規模な担い手が確保されています。
- 女性が能力を発揮しながら農業経営に関わり、活躍しています。
- 小規模な農家が、”農地の守り手・支え手”としていきいきと農業に携わっています。

(2) 取組の基本方向

- ・ 農業者の減少・高齢化が進む中、地域農業を維持するため、将来の地域の担い手となる新規就農者の確保を図ります。
- ・ 地域の話し合いを通じた集落営農の組織化や担い手の法人化支援、地域の実情を踏まえた企業の農業参入支援などにより地域農業の中心を担う大規模な経営体の確保・育成に取り組むとともに、小規模農家などの農地の守り手・支え手の確保を図ります。
- ・ 地域農業の活性化に向け、農業・農村における女性の活躍を支援するとともに、農福連携などによる多様な人材の確保に取り組みます。

(3) 目標値

	指標	現状値 (R4)		目標値 (R15)	
成果指標①	認定新規就農者数	17	名	15	名
成果指標②	認定農業者数	773	経営体	770	経営体
成果指標③	認定農業者のうち法人数	65	経営体	100	経営体
成果指標④	農地の守り手・支え手数	303	経営体	450	経営体

※①：人口減少が見込まれる中、現状維持（概ね）を目指すものとする。

※②：農業の高齢化による離農等の増加が見込まれる中、現状維持を目指すものとする。

※③：個人農業者の法人化や企業参入の促進により、増加を目指すものとする。

※④：小規模農家等の地域農業への参画促進により、増加を目指すものとする。

【活動指標】

- 就農支援事業につなげた相談者数 [年間10名程度]
- 人・農地プラン登載者（中心経営体）への認定取得促進件数 [年間20経営体程度]
- 企業参入相談支援件数 [年間5経営体程度]
- 人・農地プラン登載に向けた守り手・支え手制度の周知回数 [年間21地区]

(4) 基本施策

① 新規就農者の確保・育成

○ 就農形態に応じた支援の強化【拡充】

- ・ 将来の地域の中心となる担い手を確保するため、就農フェアへの出展、農地確保などの就農相談体制の充実、就農準備段階の人材を対象とした体験学習会・インターンシップや就農後のフォローアップ等により、就農検討段階から定着までの段階に応じた切れ目のない支援に取り組むとともに、財務やマーケティング等の経営管理に関する研修の実施により、経営力の向上支援に取り組みます。
- ・ 将来の担い手を着実に確保するため、ＪＡや農業委員会と連携し、親元就農者の候補となる人材を把握するとともに、就農や経営規模拡大に向けた支援に取り組みます。

○ 農業経営の継承支援

- ・ 後継者がいない農業者が所有する農業用施設や優れた営農技術を有効に活用するため、親族以外の第三者に継承するマッチング支援などにより、技術・施設等の農業経営の継承に取り組めます。

② 大規模な担い手の確保・育成

○ 地域営農の維持・活性化【拡充】

- ・ 土地利用型農業における集落営農の組織化や既存組織の法人化、施設園芸等における個人経営体の法人化に向け、地域の実情を把握するＪＡや市農業公社と連携を図りながら、専門家の派遣などの必要な支援に取り組むとともに、組織化後・法人化後においても継続した支援に取り組めます。

○ 担い手の経営力の向上支援【拡充】

- ・ 認定農業者等の担い手への農地の集積・集約による経営規模の拡大と合わせ、効率的な経営を実践できる農業者を育成していくため、営農技術・経営管理に関して、担い手の経営課題に沿った伴走型支援や経営発展に向けたリスキリング支援に取り組めます。

○ 企業参入の推進【拡充】

- ・ 担い手が不足し、遊休農地の拡大が懸念される地域などにおいて、地域計画等と連携した参入可能農地の見える化や参入モデルの提案などを行いながら、企業の誘致に取り組めます。

③ 多様な農業人材の確保

○ 守り手・支え手の確保【新規】

- ・ 地域農業や農地を維持していくため、地域計画（旧 人・農地プラン）の策定にあたり、小規模農家や兼業農家などを、市独自に「農地の守り手・支え手」として位置付け、農地管理等の支援に取り組みます。
- ・ 農地の維持や農村環境の保全に必要な人材を確保するため、高齢者や定年帰農者を含む小規模農家等による集落営農や地域農業への参画の促進に取り組みます。

○ 引き受け手のない農地の新たな担い手の確保【新規】

- ・ 農業者の減少に伴い、耕作されない農地の増加が懸念される中、農地の新たな担い手として、ＪＡの出資法人や農業公社など、公益的な役割を果たす組織の取組拡大に向けた検討に取り組みます。

○ 農業分野における女性の活躍支援

- ・ 家族経営協定の締結促進等による女性が働きやすい環境づくりに取り組むとともに、加工・販売などの６次産業化への支援や女性農業者・女性起業家のネットワークづくりに取り組みます。
- ・ 審議会など女性委員の積極的な登用に取り組むとともに、各団体における女性登用の促進に取り組みます。

○ 農福連携の促進

- ・ 農業と福祉のマッチングを行う「とちぎセルフセンター」等と連携した農福連携の促進に取り組みます。

女性組織による研修会



施策の柱2 基盤づくり



農地等の適正管理・有効活用

(1) 目指す姿

- ☐ 整備済みのほ場が担い手に集積・集約化されています。
- ☐ 新たな農地の引き受け手や守り手・支え手により、耕作条件の悪い農地が管理されています。
- ☐ 効率性の高い生産基盤で、農作物が生産されています。

(2) 取組の基本方向

- ・ 本市における土地利用型農業の生産性を向上させるため、農業生産の基盤である農地・水利施設等の計画的な整備や適正管理に取り組むとともに、農地の集積・集約化や水田の大区画化により、生産効率性の高い基盤整備に取り組みます。
- ・ 今後、耕作されない農地の増加が見込まれる中、遊休農地の未然防止や解消に取り組むとともに、農地を維持するため、小規模農家などの「農地の守り手・支え手」に加え、新たに、ＪＡの出資法人などの公益的な組織による農地の維持管理体制の構築に取り組みます。

(3) 目標値

指標		現状値（R4）		目標値（R15）	
成果指標①	大区画化の整備率	21.2	%	25.0	%
成果指標②	担い手等への農地集積率	59.9	%	80.0	%
成果指標③	遊休農地面積	56.0	ha	51.0	ha
成果指標④	農地の守り手・支え手数(再掲)	303	経営体	450	経営体

※①：水田整備面積における 50a 以上の田区の割合。地域の合意形成支援や補助金等により、増加を目指すものとする。

※②：耕地面積における認定新規就農者や認定農業者、守り手・支え手等への経営面積の集積割合。農地バンクの活用や地域の営農体制づくり支援により、向上を目指すものとする。

※③：農業委員会等と連携した遊休農地の解消等の取組により、減少を目指すものとする。

※④：小規模農家等の地域農業への参画促進により、増加を目指すものとする。

活動指標

- 水田の再整備に向けた相談支援件数〔年間1地区〕
- 新たに農地の利用権設定を行った面積〔年間100ha〕
- 遊休農地解消に向けた個別訪問件数〔全ての遊休農地所有者（市内在住）〕
- 人・農地プラン登載に向けた守り手・支え手制度の周知回数（再掲）〔年間21地区〕

(4) 基本施策

① 農地利用の効率化

- 土地改良事業の推進
 - ・ 土地改良事業の計画的な組織支援に取り組むとともに、農業水利施設等を適正管理するため、土地改良区の統合整備の促進など、運営基盤の強化支援に取り組みます。
- 農地の集約化・集積の促進【拡充】
 - ・ 土地利用型農業の効率性を高めるため、意欲ある担い手の規模拡大と合わせ、「農地中間管理機構」等を活用した担い手への農地の面的集積の促進に取り組みます。
 - ・ 農業委員会やＪＡ等と連携し、農業者の話し合いを踏まえ、将来の地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定に必要な取組を支援するとともに、その実現のため、目標地図に位置付けられた農業者等が行う地域農業の維持・継承や活性化のための取組を支援します。
- 農地の大区画化の促進【拡充】
 - ・ 土地利用型農業の更なる生産性向上に向け、ほ場整備が完了した５０ａ未満の区画の農地についても、畦畔除去等による大区画化を進めます。

② 農地・農業用施設等の適正管理

- 優良農地の確保・保全
 - ・ 農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用により、優良農地の確保を図るとともに、都市計画制度等と整合を図りながら、計画的な土地利用を推進します。
- 遊休農地の解消・未然防止
 - ・ 農地の再生支援に取り組むとともに、農業委員会をはじめとした関係機関と連携し、農地の所有者への指導や担い手との利用調整に取り組みます。
- 農業水利施設等の適正管理・計画的な保全
 - ・ 農業用水の安定的な確保と豪雨時の溢水被害の防止のため、用排水路の適切な点検・補修などの支援に取り組みます。
 - ・ 防災重点ため池については、ハザードマップの周知により緊急時の迅速な避難行動につながる減災対策を進めるとともに、劣化状況評価・地震耐性評価・豪雨耐性評価の結果、対策が必要とされたため池については、計画的な防災対策工事の実施支援に取り組みます。

③ 農地の維持

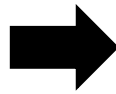
○ 守り手・支え手の確保・育成【新規】[再掲]

- ・ 地域農業や農地を維持していくため、地域計画（旧人・農地プラン）の策定にあたり、小規模な農家や兼業農家を、市独自で「農地の守り手・支え手」に位置付け、農地の管理等の支援に取り組みます。

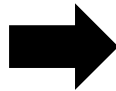
○ 引き受け手のない農地の新たな担い手の確保【新規】[再掲]

- ・ 農業者の減少に伴い、耕作されない農地の増加が懸念される中、農地の新たな担い手として、JA 等の出資法人や農業公社など、公益的な役割を果たす組織の取組拡大に向けた支援の検討に取り組みます。

遊休農地の再生支援



農地の大区画化



施策の柱3 生産流通体制づくり



持続的な生産から販売環境の充実

(1) 目指す姿

(作物生産)

- ☐ 市場ニーズ・需要に合わせた作物への作付転換が図れています。
- ☐ 生産効率の高い農業生産の取組が定着しています。
- ☐ 環境に配慮した農業生産の取組が拡大しています。

(販路・消費)

- ☐ 多様な販路の中から、経営方針等に基づいた販路が選択されています。
- ☐ 多くの消費者が、宇都宮産農産物を積極的に購入しています。
- ☐ 環境に配慮した消費行動を選択する市民が増加しています。

(2) 取組の基本方向

- ・ 需要に応じた米づくりや農業者の所得向上に向け、市場ニーズを踏まえながら、需要の高い麦や収益性の高い露地野菜への作付転換を図るとともに、農業者自らが所得向上につながる販路を選択できるよう、販路拡大に向けた支援に取り組めます。
- ・ スマート農業や低コスト技術の普及など、効率的な生産体制の構築に取り組めます。
- ・ 農業分野における環境負荷低減に向けて、農業者に対するグリーン農業技術の普及促進に取り組むとともに、グリーン農業に対する消費者の理解促進に取り組めます。

(3) 目標値

指標		現状値 (R4)		目標値 (R15)	
成果指標①	水田における畑作物の作付面積	1,005	ha	1,200	ha
成果指標②	スマート農業機器の導入件数	198	件	300	件
成果指標③	グリーン農業推進方針に基づく取組の計画認定数	—	計画	770	計画
成果指標④	宇都宮産農産物を選択する市民の割合	84.7	%	100	%

※①：麦、大豆、そば、露地野菜18品目の作付面積（畑地化した水田も含む）。作付転換支援により増加を目指すものとする。

※②：ドローンや環境測定器などの導入件数。導入補助金等により増加を目指すものとする。

※③：認定農業者全員が策定することを目指すものとする。

※④：手に入れやすい仕組みづくり等により、増加を目指すものとする。

活動指標

- 転作に関する情報提供回数【年間21地区】
- スマート農業研修会等開催数【年間2回程度】
- グリーン農業研修会等開催数【年間2回程度】
- 地産地消推進店数【年間10店舗】

(4) 基本施策

① マーケティングの強化

- 市場ニーズの把握
 - ・ 多様化する市場ニーズや販路を的確に捉え、宇都宮産農産物の生産拡大・需要創出に結び付けられるよう、国内外の農産物需要に関する情報やデジタル市場における需要など市場ニーズの収集・分析に取り組みます。
- 市場を意識した効果的なPR
 - ・ 宇都宮産農産物の認知度とブランド力を高め、消費行動につなげるため、SNS等を活用した情報発信や市内外のイベントへの出展等を通じた効果的なPRに取り組みます。

② 市場ニーズを踏まえた生産から販売環境の充実

- 麦や露地野菜への作付転換の促進
 - ・ 主食用米の需要が減少傾向にあることから、土地利用型農業の経営の安定化を図るため、消費者のニーズや需要動向を踏まえ、麦や露地野菜等の畑作物への転換を支援します。
- 産地力の強化
 - ・ 市場ニーズに対応した露地野菜等の産地化支援に取り組むとともに、供給量を確保し、市場競争力を高めるため、県や関係機関と連携した広域での産地力の向上に取り組みます。
- 経営方針に応じた販路の確保【拡充】
 - ・ 農業者の所得向上に向けて、需要動向の変化に対応するため、ECサイトでの販売支援など、経営方針に基づいた販路の拡大・多角化を支援します。
- 新たな付加価値の創出【拡充】
 - ・ 大谷夏いちごや新里ねぎなどのブランド農産物の品質向上と生産拡大に取り組むとともに、農商工連携による商品開発など農業者が取り組む6次産業化を支援します。
- 安全・安心の見える化
 - ・ 市民が安心して宇都宮産農産物を選択し続けられるよう、適正に生産された本市農産物の見える化や情報発信に取り組むとともに、GAPの取組の拡大や国際基準のGAPの認証支援に取り組みます。

③ 生産性向上に資する農業技術の普及

○ 農業DX・スマート農業の推進

- ・ 農作業の省力化、栽培管理データの精緻化等による収益性の向上を図るため、農場や農畜産物のデータを利活用する技術やAIやICTを活用した機械の導入を支援するなど、スマート農業技術の導入促進に取り組みます。
- ・ 農作業の効率化に当たり、課題となっている作業を軽減する機械等の開発や、収益性向上のための栽培技術の改良などの支援を市内の企業・JA・県等と連携して進めるとともに、気候変動等への対応技術など新たな技術の普及促進などに取り組みます。

○ グリーン農業技術の普及促進【新規】

- ・ 持続可能な農業生産を拡大するため、減農薬・減化学肥料生産や有機農業に取り組む農業者に対し、環境保全型農業直接支払交付金などによる支援や耕畜連携による資源循環型農業の支援に取り組みます。
- ・ 環境負荷を低減する栽培技術の効果検証に取り組みながら、中長期的な視点で技術の普及に取り組みます。

④ 地産地消の推進<地産地消推進計画>

○ 手に入れやすい環境の整備 都市農業

- ・ 宇都宮産農産物を日常的に気軽に手にとることができるよう、取扱い店舗等の増加や充実を図るとともに、市民が宇都宮産農産物の購入できる機会をいつでも知ることができるよう情報提供・発信に取り組みます。

○ 市民全体で支え合う関係性の強化 都市農業

- ・ 日ごろから地産地消に触れ、消費行動につながるよう、食や買い物などの日常生活の機会での意欲喚起を図るとともに、学校教育などの機会を活用しながら、引き続き、ライフステージに応じた意識醸成を図ります。
- ・ 農業の大切さや食とのつながりを知り、主体的に実践できる市民が増えるよう、実体験の提供を通じた意識の醸成に取り組みます。

○ 安全・安心の見える化[再掲]

- ・ 市民が安心して宇都宮産農産物を選択しつづけられるよう、適正に生産された本市農産物の見える化や情報発信に取り組むとともに、GAPの取組の拡大や国際基準のGAPの認証支援に取り組みます。

○ グリーン農業への理解促進【新規】

- ・ 消費をはじめ市民のグリーン農業の普及に対する協力を得られるよう、取組の見える化やPR等を通じて理解促進に取り組みます。

施策の柱4 地域づくり



農村の維持・活性化

(1) 目指す姿

- ☐ 多面的機能支払交付金活動組織が広域協定に加入し、各組織において活発な活動が行われ、活動面積が拡大しています。
- ☐ 地域活動の活性化による良好な農村環境が保全されています。
- ☐ 地域に合った農の多面的機能が発揮されています。

(2) 取組の基本方向

- ・ 地域主体の営農体制づくりに向けた支援に取り組みます。
- ・ 良好な農村環境の維持・保全に向けて、地域が取り組む保全活動に対する支援に取り組みます。
- ・ 地域の特性に応じた農の多面的機能の発揮に向けた支援を行うとともに、農村地域の防災・減災対策に取り組みます。

(3) 目標値

指標		現状値 (R4)		目標値 (R15)	
成果指標	集落営農組織数	31	組織	40	組織
成果指標	農用地区域における環境保全活動カバー率	38.6	%	46.0	%
成果指標	むらづくり活動地域数	15	地区	15	地区

※①：組織化等への話合の参画等により、増加を目指すものとする。

※②：広域化の参画促進や、新規組織の立ち上げ等により、増加を目指すものとする。

※③：現状維持（全地区）を目指すものとする。

【活動指標】

- 集落営農の組織化に向けた地域説明会開催数 [年間21地区]
- 多面的機能保全活動組織数 [年間1組織]
- SNS等での地域活動の情報発信数 [年間15回]

(4) 基本施策

① 地域営農体制づくりの推進

○ 地域計画の推進【拡充】

- ・ 将来の地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画」の実現に必要な話し合いを支援するとともに、計画に基づき、農業者が取り組む地域農業や農村の活性化を支援します。

② 農地・農村環境の保全

○ 多面的機能支払交付金活動の維持・拡大【拡充】

- ・ 農地や農業用水などの農資源や農村環境を、将来にわたり適切に維持・保全していくため、農業者と地域住民の共同組織による保全活動を支援するとともに、活動の維持・拡大に向けて、広域化等による農業者の負担軽減等に取り組みます。

○ 有害鳥獣対策の推進

- ・ 有害鳥獣による農産物被害の減少のため、補助事業や委託事業による支援を実施し、捕獲と防除の両面において、行政と地域が一体となった被害対策に取り組みます。

○ 都市農地の適切な保全 **都市農業**

- ・ 良好な都市環境の形成に向けて、防災機能や都市における貴重な緑空間の創出につながるよう、生産緑地制度の活用を支援しながら、都市農地の適切な保全に取り組みます。

③ 防災・減災力の強化

○ 農業水利施設等の適正管理・計画的な保全【再掲】

- ・ 農業用水の安定的な確保と豪雨時の溢水被害の防止のため、用排水路の適切な点検・補修などの支援に取り組みます。
- ・ 防災重点ため池については、ハザードマップの周知により緊急時の迅速な避難行動につながる減災対策を進めるとともに、劣化状況評価・地震耐性評価・豪雨耐性評価の結果、対策が必要とされたため池については、計画的な防災対策工事の実施支援に取り組みます。

○ 田んぼダムの維持管理【新規】

- ・ 豪雨時等の田川・姿川流域における溢水被害を軽減するため整備した田んぼダムについて、土地改良区等を中心とした維持管理支援に取り組みます。

④ 農業・農村の魅力発信

○ 都市農村交流活動の支援 **都市農業**

- ・ 農村地域に誇りを持ち、活力ある農村を実現するため、各地区で開催される農業祭や交流活動等の開催支援に取り組みます。

○ イベント等を通じた情報発信・PR

- ・ 都市と農村の交流促進と農村地域の活性化を図るため、SNS等を通じて、市内の観光農園、直売所、農業体験、農林業祭などの情報を発信するとともに、地域の農資源を活用した農業体験等の実施を支援するなどし、グリーン・ツーリズムの推進に取り組みます。

イベントにおける宇都宮産農産物の販売



多面的機能を支える共同活動

【草刈り風景】



【水門の清掃・点検】



【直営施工による水路の嵩上げ】



地産地消に関する取組方針

本計画を「宇都宮市地産地消推進計画」として位置付けるにあたり、現状や課題を踏まえた取組方針を再整理しました。

【関連する施策】

施策の柱3「生産流通体制づくり」 > 「基本施策④ 地産地消の推進」

（１）目的

安全で安心な農産物を消費者にいつでも供給できるよう、本市の農業を将来にわたって維持し発展させることと、市民に健全な食生活を普及させることを目的とし、地域で生産された農産物を地域で消費する「地産地消」に取り組むための方針とするものです。

（２）取り巻く環境の変化

- 食料安全保障の強化やグリーン農業の推進を図り、持続可能な農業や食を実現していく必要があります。
- 地域経済循環社会の実現に向け、農資源の有効循環を図る必要があります。
- 担い手の確保・育成やデジタル技術等を活用した生産性の高い生産流通体制の構築を図る必要があります。

<関連計画>

国：食料・農業・農村基本計画／みどりの食料システム戦略

県：とちぎグリーン農業推進方針／とちぎ地産地消推進方針

市：第6次総合計画／うつのみや産業振興ビジョン／カーボンニュートラルロードマップ等

（３）現状・課題

- より多くの市民が地産地消に取り組めるよう、農業者と実需者の関係性の強化や実需者や消費者が手に入れやすい環境の整備を進める必要があります。
- より多くの市民が地産地消を身近に感じてもらえるよう、地産地消を実践・体験できる機会の充実や地産地消が果たす社会的意義の理解促進を進める必要があります。
- 市民が安心感を持って市内農産物を容易に選択できるよう、情報発信の強化や農産物の安全・安心が見える生産流通に向けた取組の支援を進める必要があります。

（４）目指すべき姿

市民の環境配慮に対する意識が高まり、市内産農産物が積極的に選択されています。

(5)取組方針

① 手に入れやすい環境の整備

- 宇都宮産農産物を日常的に気軽に手に取ることができるよう取扱い店舗等の増加や充実を図ります。
- 市民が宇都宮産農産物の購入できる機会をいつでも知ることができるよう情報提供・発信を図ります。
- 宇都宮産農産物の流通量や活用機会の増加に向け、農業者と流通・実需者との更なる関係構築を図ります。

事業	● 地産地消推進店認定制度や直売所支援を通じた販売機会の拡大・充実 ● 購入機会の積極的な情報発信 ● 農業者と実需者等とのマッチングの推進 ● 6次産業化の効果的な活用
----	---

② 市民全体で支え合う関係性の強化

- 日ごろから地産地消に触れ、愛着を持ち、消費行動につながるよう、食や買い物などの日常生活の機会での意欲喚起を図ります。
- 地産地消が果たす社会的意義を理解し、積極的に行動をとれる市民が増えるよう、学校教育などの機会を活用しながら、引き続き、ライフステージに応じた意識醸成を図ります。
- 農業の大切さや食とのつながりを知り、主体的に実践できる市民が増えるよう、実体験の提供を通じた意識の醸成を図ります。

事業	● 地産地消推進店等と連携した消費意欲の喚起 ● 宇都宮産農産物に対する愛着の醸成 ● 学校給食等における地産地消の推進 ● 食や食育と連携した地産地消の推進 ● 市民農園等都市農村交流（体験）の推進
----	--

③ 安全・安心の見える化

- 市民が安心して宇都宮産農産物を選択しつづけられるよう、適正に生産された農産物の見える化や情報発信を図ります。

事業	● 農産物の安全・安心対策の推進 ● 安全・安心な宇都宮産農産物の情報発信 ● GAP 認証制度など生産工程の見える化の普及
----	--

④【新】グリーン農業への理解促進

- 消費をはじめ市民のグリーン農業の普及に対する協力を得られるよう、PR 等を通じて理解促進を図ります。

事業	● グリーン農業啓発に向けた情報発信 ● グリーン農業にかかる新たな需要の創出
----	---

都市農業振興に関する取組方針

本計画を「宇都宮市都市農業振興基本計画」として位置付けるにあたり、課題や取組方針等を再整理しました。

【関連する基本施策】

施策の柱3「生産流通体制づくり」 > 「基本施策④ 地産地消の推進」と
施策の柱4「地域づくり」 > 「基本施策② 農地・農村環境の保全」
「基本施策④ 農業・農村の魅力発信」

(1) 目的

都市農業振興基本法の趣旨と市内の都市農業の現状を踏まえ、本市が目指す「NCC（ネットワーク型コンパクトシティ）」の実現に向けた都市計画と連携を図りながら、都市農業の継続と都市農業が有する機能の発揮に取り組むための方針とするものです。

<対象範囲>

市街化区域における農地（以下「都市農地」）及びその周辺地域において行われる農業

(2) 取り巻く環境の変化

- 「都市農業基本法」及び「都市農業振興基本計画」において、良好な都市環境の形成に資するものとして、都市農地は都市に「あるべきもの」として位置付けられ、引き続き、都市農地を保全していく必要があります。
- また、令和4年度から、本市においても「生産緑地制度」を導入しており、都市農地の保全に向けて、制度を周知を図っていく必要があります。

<関連計画>

国：都市農業振興基本計画

県：とちぎ農業未来創生プラン

市：都市計画マスタープラン 等

(3) 現状・課題

- 都市農地の維持・保全に向けた支援に取り組むとともに、市民等が農業と触れあえる身近な場としての活用に取り組む必要があります。
- 生産緑地（指定）面積が伸び悩んでいることから、まちづくりとの整合を図りながら、制度活用促進に向けた取組を強化していく必要があります。

《市街化区域の農地面積（ha）》

	H30	R 元	R2	R3	R4
田	212	203	195	185	177
畑	286	274	266	256	245
計	498	477	461	441	422

出典：市農業企画課調べ

(4) 目指すべき姿

都市農地が良好な状態で維持され、まちづくりや農業の活性化に寄与している。

(5) 取組方針

① 都市農地の適切な保全・活用

- 生産緑地制度の活用促進や市民農園の開設支援を行うことにより、都市農地の保全・活用を図ります。

事業	● 生産緑地制度の活用 ● 市民農園の開設支援
----	---

② 手に入れやすい環境の整備

- 宇都宮産農産物を日常的に気軽に手に取ることができるよう都市部における直売店等の充実を図ります。
- 都市部の市民が宇都宮産農産物の購入できる機会をいつでも知ることができるよう情報提供・発信を図ります。

事業	● 直売所等の支援を通じた販売機会の拡大・充実 ● ホームページ・SNS などでの情報発信
----	---

③ 市民全体で支え合う関係性に強化

- 都市部の市民が日ごろから地産地消に触れ、消費行動につながるよう、食や買い物などの日常生活の機会での意欲喚起を図ります。
- 地産地消が果たす社会的意義を理解し、積極的に行動をとれる都市部の市民が増えるよう、学校教育などの機会を活用しながら、引き続き、ライフステージに応じた意識醸成を図ります。
- 農業の大切さや食とのつながりを知り、主体的に実践できる市民が増えるよう、実体験の提供を通じた意識の醸成を図る。

事業	● 直売所等と連携した消費意欲の喚起 ● 宇都宮産農産物に対する愛着の醸成 ● 学校給食等における地産地消の推進 ● 食や食育と連携した地産地消の推進 ● 市民農園等の都市農村交流（体験）の推進
----	---

④ 都市農村交流活動の支援

□ 都市と農村の交流活動を支援することで、農の魅力を再認識する機会の創出を図る。

事業	● 都市農村交流事業 ● グリーンツーリズム（農業体験イベント、観光農園等）等のPR
----	---

<参 考> 国の都市農業振興施策に関する本市計画の分担

国の「都市農業振興計画基本計画」における「講ずべき施策」	本市計画の分担
1 農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保	食料・農業・農村基本計画 （都市農業振興基本計画）
2 防災，良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮	都市計画マスタープラン
3 的確な土地利用に関する計画の策定等	
4 税制上の措置	国の動向を注視しながら， 都市計画制度と併せて検討
5 農産物の地元での消費の促進	食料・農業・農村基本計画 （都市農業振興基本計画）
6 農作業を体験することができる環境の整備等	
7 学校教育における農作業の体験の機会の充実等	
8 国民の理解と関心の増進	

小学生による田植え体験

